

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第3部－第3 住環境の改善

2 安全安心のまちづくり

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市はこれまで、防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定(平成18年1月施行)、安全安心緊急情報対応マニュアルの作成(平成18年2月)、安全安心情報ネットワークシステムの整備(安全安心メールの配信:平成18年2月開始)、生活安全に関するガイドラインの策定(平成18年3月)などの他、安全安心パトロール車による巡回(平成16年7月開始)及び安全安心パトロール車の貸し出し(平成19年11月開始)、町会・自治会等や事業者の皆さんによる安全安心・市民協働パトロール(平成16年9月開始)に取り組んできました。また、子どもの安全対策として、地域安全マップの作成(平成16年12月)や地域安全マップシールを作成(平成17年12月)し、市内15小学校の児童へ配布・活用を行うなど、総合的な安全安心体制の推進を図っています。

これからも安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民・事業者・関係機関が協働して地域の防犯力向上をめざすとともに、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識の醸成を図ることが重要な課題です。

● 施策の方向

市内における刑法犯罪の認知件数は、ここ数年、着実に減少し、平成26年は1,500件と平成になって最少となりました。しかし、子どもへの声かけ、空き巣、自転車盗難や振り込め詐欺など、市民の身近で犯罪は発生しています。このことから、通学路における子どもの安全確保や高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要となっています。

「安全で安心して暮らせるまち」は市民の願いであり、その実現に向け、生活安全の推進母体である生活安全推進協議会を中心として、市民・事業者・警察等関係機関との連携により取り組みを推進します。また、東京都と連携して公共の場所への防犯カメラの設置の支援と行うとともに、安全安心・市民協働パトロールの拡充や安全安心メールの普及の促進や地域安全マップ及びマップシールの活用を推進します。また、地域防犯力の向上を目的として、出前懇談会の開催や市内に点在する落書きの消去活動を町会・自治会・関係機関等との協働により取り組みます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
安全安心・市民協働パトロールへの参加人数	2,262人	3,109人	3,300人	3,500人

「安全安心・市民協働パトロール」の取り組み状況を示す指標です。安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、市民・事業者・市が協力して「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
三鷹市内の刑法犯罪認知件数	1,767件	1,500件	1,400件	1,300件

防犯対策の成果を示す指標です。市内の犯罪を減らすために、市民や警察等の関係機関と連携して取り組みを強化します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

・「安全安心・市民協働パトロール」に参加する、町会・自治会・事業所等は、自発的取り組みによって、地域における子どもの見守り活動及び防犯パトロールを実施します。

・「安全安心・市民協働パトロール」に参加する、町会・自治会・事業所等は、パトロール活動中に犯罪を目撃した場合は、110番通報をします。また、危険箇所等(カーブミラーの破損、街路灯の不点灯、道路の陥没、落書き箇所など)を確認した場合は、市へ連絡します。

● 市の役割

・市は、安全安心の推進母体である生活安全推進協議会を運営します。

・市は、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、三鷹警察署・三鷹防犯協会等関係機関との連携を図ります。

・市は、「安全安心・市民協働パトロール」に参加する、町会・自治会・事業所等に対し、パトロールに必要な装備品等を貸与するなど、地域が取り組む自主防犯活動を支援します。また、情報交換会や出前懇談会の開催及び安全安心メールを配信し、情報の共有を図ります。

・市は、子ども自身の防犯能力の向上を図ることを目的とした地域安全マップづくり講習会を開催します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 条例等の整備と推進

(1)生活安全条例の普及・啓発	◎ ①生活安全条例の普及・啓発
(2)防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発	◎ ①防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発

2 安全安心の協働の取り組みの推進

(1)安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	◎ ①安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
	◎ ②市内事業者との協働による安全安心パトロールの推進
(2)生活安全に関するガイドラインの運用・見直し	※ ①生活安全に関するガイドラインの運用・見直し
(3)生活の安全に関する意識の醸成	◎ ①振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化
	※ ②地域安全マップ及びマップシールの配布・活用
	③安全安心地域出前懇談会の開催
	④学校における啓発事業の実施
(4)安全安心情報ネットワークシステムの整備	※ ①安全安心メールの普及促進

3 安全安心の環境整備

(1)空き家等対策	◎ ①空き家等対策の推進 (「第3部-第3 1住環境の改善」参照)
(2)安全安心環境の拡充	◎ ①防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上
	※ ②交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討
	③市内事業者と連携した地域の犯罪抑止対策の推進
	④落書き消去活動の実施

4 安全で地域に開かれた学校施設等の整備

(1) 学校教育施設等の安全性の確保	◎ ① 子どもの安全安心の確保 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	◎ ② 学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化 (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)

5 推進体制の整備

(1) 生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化	① 生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化
(2) 三鷹警察署、三鷹防犯協会との連絡・連携の強化	① 三鷹警察署、三鷹防犯協会との連絡・連携の強化
(3) 庁内連携体制の強化	① 安全安心緊急情報連絡会による庁内等連携体制の強化

V 主要事業

2-(1)-① 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充

2-(1)-② 市内事業者との協働による安全安心パトロールの推進

生活安全に関する事業の安全推進母体となる生活安全推進協議会の運営や生活安全に関するガイドラインの運用及び市民や警察等関係機関との連携を強化し、生活の安全を推進する体制を拡充します。それとともに、重要な課題となっている、子どもの通学路における安全確保及び高齢者に対する詐欺被害防止啓発等も含めた「安全安心・市民協働パトロール」を拡充します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	安全安心・市民協働パトロールへの参加人数 1,300 人	847 人	50 人	50 人	50 人	50 人	200 人

2-(3)-① 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化

振り込め詐欺等をはじめとした特殊詐欺の被害防止を図るため、被害防止イメージキャラクターを活用するとともに、市民、教育委員会、警察等関係機関と一層連携し、高齢者の集い等に合わせた啓発活動を充実する等、詐欺被害防止対策を強化します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化	啓発活動の充実	充実	充実				→

3-(2)-① 防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上

公共の場所に設置し、犯罪の防止を目的とする防犯カメラについては東京都と連携して、その設備にかかる経費の補助を行うなど、設置に向けた支援を行います。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上	107 台 (通学路における設置分を除く)	67 台	5 台	5 台	5 台	5 台	20 台

VI 推進事業

2-(2)-① 生活安全に関するガイドラインの運用・見直し

防犯性に優れた施設の環境整備を図るため作成した「生活安全に関するガイドライン(通学路等編、住宅編、道路等編、学校等編及び公共施設等編の5編)」について、施設の整備・管理基準を普及、促進します。また、今後の社会的変化も踏まえ、適宜ガイドラインの見直しを行い、地域の安全性の向上を図ります。

2-(3)-② 地域安全マップ及びマップシールの配布・活用

子どもたちに分かりやすく見やすい地域安全マップを児童、生徒や安全安心・市民協働パトロールを実施する市民団体などに配布し、地域の安全情報を周知します。また、親子でまちの診断を行い、市民の視点に立った地域の安全情報の共有化を図ります。

2-(4)-① 安全安心メールの普及促進

従来の犯罪や不審者情報の提供などのほか、防災情報や環境情報を配信することとし、ホームページや防災無線等と並ぶ情報提供ツールとして、幅広く市民の安全安心に関する情報を配信するとともに、普及促進に努めます。

3-(2)-② 交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討

都立井の頭恩賜公園内や市域の西側地区、行政境周辺などのエリアにおける交番や駐在所の増設、地域安全センターの機能拡充、パトロール拠点の設置検討について、引き続き東京都に対して要請していきます。

さらに、今後青色回転灯パトロール車による地域での重点パトロール活動の拠点施設として、公的施設を含めて検討し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

VII 関連個別計画

・三鷹市生活安全に関するガイドライン